

○東京農工大学イノベーション推進機構の運営に関する規則

(令和元年7月1日イ規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京農工大学組織運営規則第6条第2項、第3項及び第8条の規定に基づき、イノベーション推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、大学戦略本部の統括の下、全学的な視点から国際社会に新たな価値を創造・提案し、その価値を社会に定着させることができる実践力を持ったイノベーション人材の育成を行い、もって本学の教育研究活動の進展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) イノベーション人材の育成に向けた企画、立案に関すること。
- (2) イノベーション人材教育プログラムの策定及び実施に関すること。
- (3) イノベーション推進に向けた教職員のスキルアップ支援に関すること。
- (4) 未来価値創造実践人材育成コンソーシアム事業におけるイノベーション創出人材育成に関すること。
- (5) 国際化及び国内外における外部組織との連携に関すること。
- (6) 学内関係部局との連絡調整に関すること。
- (7) その他次条第一項に規定する機構長が必要と認めた事業に関すること。

(機構長)

第4条 機構に、イノベーション推進機構長(以下「機構長」という。)を置く。

- 2 機構長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が任命する。
- 3 機構長は、機構の業務を掌理する。
- 4 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、機構長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 機構長が任期の途中で欠けた場合には、後任の機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(特任教員等)

第5条 機構に、特任教員及び特任研究員(以下「特任教員等」という。)を置くことができる。

- 2 特任教員等は、機構長の命を受け、第3条各号に掲げる事業を行うものとする。

(運営委員会)

第6条 機構の事業の運営のため、機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条各号に規定する事業に関する事項
- (2) 教育研究評議会から委任された事項
- (3) その他機構の運営に関する事項

2 前項第2号のうち、特任教員の選考は、運営委員会の下に置かれる選考委員会がこれを行う。

(客員教授及び客員准教授)

第7条 機構に、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

2 客員教授等は、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 農学研究院及び工学研究院から選出された教員 各2人
- (3) 先端産学連携研究推進センターから選出された教員1人
- (4) 事務局長
- (5) その他機構長が必要と認める者

2 前項第2号、第3号及び第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 機構に関する事務は、関係部局の協力を得て学務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

- 2 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院イノベーション推進機構の運営に関する要項(平成28年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 第4条第4項の規定にかかわらず、令和元年7月1日付けで機構長となる者の任期は、令和2年3月31日までとする。